

高齢者生き生き推進課施設整備係

有料老人ホームの適切な運営について

入居者の保護を図る観点から、「未届有料老人ホームを含む悪質な有料老人ホームに対する事業停止命令の新設」など、指導権限の強化を図った改正老人福祉法が平成30年4月1日から施行されました。

県では引き続き、有料老人ホームの入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームの適確な実態把握と継続的な指導監督を行うこととしています。

1 届出促進に向けた取組

未届有料老人ホームの届出を促進するため、届出制度の周知を図るほか、未届有料老人ホームの公表、県有料老人ホーム設置運営指導指針における既存建築物等の場合の特例の活用など、届出促進に向けた取組を行っています。

なお、届出が行われていない場合であっても、有料老人ホームに該当する事業（※ 下図「有料老人ホームの定義」参照。）については、届出されている有料老人ホームと同様に、老人福祉法が適用されることとなります。

有料老人ホームの概要


1. 制度の目的

- 老人福祉法第29条第1項の規定に基づき、老人の福祉を図るため、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置として設けられている制度。
- 設置に当たっては都道府県知事等への届出が必要。なお、設置主体は問わない（株式会社、社会福祉法人等）。

2. 有料老人ホームの定義


○ 老人を入居させ、以下の①～④のサービスのうち、いずれかのサービス（複数可）を提供している施設。

①




食事の提供


②



介護（入浴・排洩・食事）の提供




③



洗濯・掃除等の家事の供与

④



健康管理

3. 提供する介護保険サービス

○ 介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」として、介護保険の給付対象に位置付けられている。ただし、設置の際の届出とは別に、一定の基準を満たした上で、都道府県知事・指定都市市長・中核市市長の指定を受けなければならない。

※ 法令上の基準はないが、自治体の指導指針の標準モデルである「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」では居室面積等の基準を定めている(例：個室で1人あたり13㎡以上等)

有料老人ホーム数の推移



年度	入居定員 (左軸)	施設数 (右軸)
H1	15,742	159
H10	90,792	288
H18	124,610	2,104
H19	155,612	2,846
H20	183,295	3,569
H21	208,827	4,373
H22	235,526	5,232
H23	271,286	6,244
H24	315,678	8,499
H25	349,975	9,581
H26	387,666	11,739
H27	422,612	12,608
H28	457,918	12,608
H29	487,774	12,608

- ・ 有料老人ホームを設置経営する事業者は、老人福祉法第29条第1項により事前に県知事への届出が必要です。これに違反した場合は、30万円以下の罰金に処されます。
- ・ 有料老人ホームを設置経営する事業者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、県知事への届出が必要です。

有料老人ホーム事業に該当しているが届出をしていない（＝未届）場合や、該当するか分からない場合など、有料老人ホームの未届に関する相談・情報提供については、県高齢者生き生き推進課施設整備係までお願いします。

2 有料老人ホームに係る事故報告書の提出等について

入居者に係る事故（転倒等により負傷し、治療を要することとなった場合や虐待、職員による窃盗等の財産侵害、火災事故及び自然災害など）が発生した場合には、すみやかに必要な措置を講じるとともに、下記により当係へ報告して下さるようお願いいたします。

また、必要に応じて人員配置を見直すなど、再発防止に向けた具体的対策を講じていただくようお願いいたします。

(1) 事故発生時の報告様式

県ホームページ【ホーム> 健康・福祉> 高齢者・介護保険> 老人ホーム等> 有料老人ホームについて（概要・事業者向け情報・設置運営指導指針など）>

2. 事業者の皆様へ「有料老人ホーム事故等報告書】に掲載していますので、可能な限り本様式を使用してください（令和3年4月改正）。

(2) 報告先

各地域振興局・支庁

連絡先については、別添「**有料老人ホームからの事故報告書の提出先について**」のとおり

※ できるだけ電子メールで提出してください。

（電子メールによる報告ができない場合は、FAX可。）

(3) その他

報告された事故は、厚生労働省へ情報提供することがあります。

3 鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針の改正について

国の標準指導指針が改正されたことを踏まえ、鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針（以下、「指針」という。）を令和3年7月1日から改正しました。

入居契約時に必要な重要事項説明書の様式も改正していますので、新様式への変更をお願いします。

なお、改正後の指針及び重要事項説明書は県ホームページ【ホーム> 健康・福祉> 高齢者・介護保険> 老人ホーム等> 有料老人ホームについて（概要・事業者向け情報・設置運営指導指針など）> 「3. 鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針」及び「4. 設置に係る提出書類について」に掲載しています。

（別添「令和3年6月30日付け高生第136号・建第10-136号 県高齢者生き生き推進課長・住宅政策室長連名 通知」参照）

4 有料老人ホームの適切な運営について

県内の有料老人ホームで、契約に定められた介護サービスが適切に提供されなかったこと等が原因となり、虐待（ネグレクト）認定がなされた事案が発生しています。

有料老人ホームの運営に当たっては、入居契約に基づくサービス提供の確実な履行及び入居者の権利利益の擁護等を図るなど、老人福祉法、介護保険法及び高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律などの関係法令及び国のガイドラインを踏まえて作成した鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、適切な施設運営をお願いします。

（別添「平成31年1月16日付け高生第452号 県くらし保健福祉部長 通知」参照）

事 務 連 絡
令和 5 年 10 月 31 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 老人福祉主管部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

有料老人ホームにおける適正なサービス提供確保のための
指導監督の徹底について

平素より老人福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

有料老人ホームの運営状況について、令和5年6月15日付け事務連絡にて照会を行った調査の結果、下記のとおり、有料老人ホームの設置者が入居者の介護サービスの利用にあたり特定の介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導したことが疑われる事例や、自治体が入居者等からの相談・通報を受け付け調査を実施したが、指導等には至らなかった事例があること等が確認されました。

都道府県等は、有料老人ホームに関して入居者等からの相談・通報があった際には「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年7月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知。以下「指導指針」という。）を目安として策定された各都道府県等の指針の基づき、必要な調査又は老人福祉法第29条第13項に基づく立入検査を行い、不適切な行為が確認された場合は老人福祉法に基づく指導監督を行う必要があります。

具体的には、入居者等からの相談・通報をきっかけに、有料老人ホームにおいて適正なサービス提供がなされているか疑われるような事例を把握した際は、

- ・ 都道府県等は、住宅部局と連携し、家賃の設定が不適切な可能性がないか、入居契約内容を確認すること
- ・ 都道府県等は、相談・通報内容について市町村の介護給付費適正化担当部署に情報提供を行うこと
- ・ 市町村は、当該有料老人ホームに居住する者のケアプランを作成している居宅介護支援事業所について、有料老人ホームの指導監督を行う都道府県等と連携して、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等に繋がっ

ているかの観点から、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を積極的に行うこと（別添資料①参照）

などにより、下記内容にも留意しつつ指導監督の徹底を図られるようお願いいたします。

一方、今回の調査結果では、有料老人ホームの設置者が、医療機関や医師（歯科を含む。）に対して、入居者を患者として紹介する対価として金品を要求するといった事例については確認されませんでした。指導指針において「医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならない」とされていることを踏まえ、相談・通報を受けた場合には必要な調査を実施し、適切な指導監督をお願いいたします。

なお、今後、厚生労働省老健局において、令和4年度の「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」の実施状況について調査を行うこととしており、その結果について指導監督の参考としていただくよう情報提供を行う予定です。

都道府県におかれましては、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施に当たり市町村と連携して取り組むことが重要であることから、本内容につきまして貴管内の市町村へ周知をお願いいたします。

記

(1) 調査結果の概要

- ・ 入居者の介護サービス利用が特定の介護サービス事業所からのサービス提供に限定又は誘導したことが疑われる相談・通報件数 ……42 件
- ・ 上記 42 件のうち、
 - 任意の調査又は法・指針に基づく報告・徴収・検査を実施した事例 ……25 件
 - 相談・通報を受け付け、対応を終了した事例 ……12 件
 - 対応を検討中・その他 ……5 件
- ・ 調査等を実施した 25 件のうち、
 - 任意の口頭指導または文書指導を実施した事例 ……14 件
 - 指導等には至らなかった事例 ……9 件
 - 対応を検討中 ……2 件

(法に基づく措置を実施した事例は 0 件)

(2) 入居者等からの相談・苦情の例

今回の調査結果から、有料老人ホームの設置者が入居者・家族又は入居者を担当するケアマネジャーに対し次のような働きかけを行っているとする

相談・通報が確認されました。

- ・ 系列の事業所を利用しなければ家賃の値上げを行うことをほのめかされた事例

相談者が入居後に有料老人ホームの施設長から、設置者が運営する通所介護事業所を週4日間必ず利用するように言われた。入居以前から通っていた馴染みの通所介護事業所を利用したいと申し出たが、有料老人ホームの施設長から、「利用しなければ家賃を上げることになる」と言われた。

- ・ 居宅介護支援事業所の変更を求められた事例

相談者は有料老人ホームに入居する前から利用している居宅介護支援事業所のケアマネジャーがホームに入居後も引き続き担当することを希望していた。入居前に、有料老人ホームが指定した居宅介護支援事業所に変更しなければ入居を断らざるを得ないと有料老人ホームの法人本部の職員に言われた。

- ・ ケアマネジャーがケアプランの変更を求められた事例

有料老人ホームの入居者を担当しているケアマネジャー（※当該ホームの設置者と異なる法人が運営する居宅介護支援事業所の職員）が、当該有料老人ホームの職員から、ホームに併設された通所介護事業所の利用を加えたプランに変更するよう依頼された。

(3) 指導監督等に当たっての留意点

前述の事例に限らず、入居者の医療・介護サービスの利用において特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導していることが疑われる相談・通報を受け付けた際は、担当職員のみで判断せず、対応方針を管理職と協議を行い必要な調査を実施するようお願いします。

また、相談・通報を受け付けた上で調査を行ったが、指導を要する事例には当たらないと判断されたものには、「他の入居者のケアプランについて調べたところ、本人が希望する事業所を利用していることが確認された」、「他の介護サービス事業所の利用を可としていることが職員へのヒアリングにより確認された」とするものがありました。このような事例は、入居者が利用するサービスの限定・誘導に当たるとは必ずしも言えませんが、個別事情を把握した上で判断することが重要です。また、サービスの限定・誘導には当たらないと判断された場合であっても、当該有料老人ホームの設置者に対し利用者・家族及び担当ケアマネジャー等からの誤解を受けないよう指導指針の内容について改めて説明を行うとともに、当該介護サービス事

業所に対する指導監督を行っている自治体と連携し、「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」を優先的に行うことにより、ケアプランの内容が入居者の自立支援や重度化防止等に繋がっているかの観点から、必要に応じ改善を促す等の方法が考えられます。

一方で、利用者の課題やニーズに沿った適切なケアプランを作成している居宅介護支援事業所と連携し、良質な住まいを提供している事例もあるところです。こうした良質な住まいの拡充のため、有料老人ホームを含む高齢者向け住まい等における適切なケアマネジメントのあり方を整理し、設置者、ケアマネジャー、及び利用者・家族の理解を促す啓発資料を作成しておりますのでご活用ください（別添資料②③④）。

(4) 別添資料

- ① 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和3年3月18日付け、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長連名通知）
- ② 高齢者向け住まい運営事業者・職員向け啓発資料
- ③ ケアマネジャー向け啓発資料
- ④ 入居者・入居検討中の方・ご家族向け資料啓発資料

(5) 本件についての問い合わせ先

厚生労働省老健局高齢者支援課 高齢者居住支援係 落合・松本
電話：03-5253-1111（内線3981）
FAX：03-3595-3670
Mail：kourei-juutaku@mhlw.go.jp

(参考)

- 有料老人ホーム設置運営標準指導指針（平成14年7月18日付け老発第0718003号、最終改正令和3年4月1日老発0401第14号厚生労働省老健局長通知）（抄）

8 有料老人ホーム事業の運営

(9) 医療機関等との連携

イ～ニ（略）

ホ 入居者が、医療機関を自由に選択することを妨げないこと。協力医療機関及び協力歯科医療機関は、あくまでも、入居者の選択肢として設置者が提示するものであって、当該医療機関における診療を誘引するため

のものではない。

- へ 医療機関から入居者を患者として紹介する対価として金品を受領することその他の健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益を受けることにより、入居者が当該医療機関において診療を受けるように誘引してはならないこと。

8 有料老人ホーム事業の運営

(10) 介護サービス事業所との関係

イ (略)

- ロ 入居者の介護サービスの利用にあつては、設置者及び当該設置者と関係のある事業者など特定の事業者からのサービス提供に限定または誘導しないこと。

- ハ 入居者が希望する介護サービスの利用を妨げないこと。

以上

高生第451号
平成31年1月16日

各有料老人ホーム設置者様

鹿児島県くらし保健福祉部長

有料老人ホームの適切な運営について

先般、県内の有料老人ホームにおいて、重要事項説明書、管理規程及び契約書（以下「重要事項説明書等」という。）の内容と、施設で現に提供されるサービスとに齟齬を来しているなど、入居者との契約内容が長期にわたり履行されていない状況が確認され、行政指導によっても改善されなかったことから、県では、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第13項に規定する業務改善命令を行いました。

また、当該施設においては、契約に定められた介護サービスが適切に提供されなかったこと等に起因する虐待（ネグレクト）認定がなされたことを踏まえ、県では、高齢者虐待の再発防止に係る行政指導を行ったところです。

有料老人ホームについては、高齢者の居住の場として一定のサービス供与を前提とした施設であり、入居者が安心して安全に居住できる環境を提供する必要がある中で今回の事案が生じたことは誠に遺憾です。

ついては、今後、このような事案が発生しないよう、有料老人ホームの適切な運営について、別記のとおり要請しますので、その確実な実施を図ってください。

なお、県においては、入居者の安心安全の確保をより図るため、今後、従前から行っている立入検査に加え、事前の通知をすることなく、立入検査を実施することとしていることを申し添えます。

【問合せ先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県くらし保健福祉部

高齢者生き生き推進課施設整備係

電話 099-286-2703

FAX 099-286-5554

E-mail shi-seibi@kagoshima.lg.jp

有料老人ホームの運営に当たっては、老人福祉法、介護保険法（平成9年法律第123号）、高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）などの関係法令を遵守し、老人福祉の向上、介護保険サービスの適切な提供、高齢者の権利利益の擁護等を図ること。

特に、入居者の状態に応じた必要なサービスが提供できるような人員体制などの確保に努めること。

また、有料老人ホームは、一律の規制には馴染まない面があるが、老人福祉の向上に資するための施設であることに鑑み、国のガイドラインを踏まえて作成した鹿児島県有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、適切な施設運営を図ること。

特に、下記事項については、今回の事案の再発を防止する観点から、十分留意すること。

記

1 重要事項説明書等に記載したサービス内容の確実な履行等

有料老人ホーム事業は、入居者と設置者との契約が基本となることから、重要事項説明書等の意義を十分に認識し、高齢者の入居に当たっては、重要事項説明書等を丁寧に説明するとともに、記載したサービス内容を確実に履行すること。

また、重要事項説明書等の内容を変更しようとする場合は、運営懇談会を開催するなど、適切な手続を経ることとし、変更後の重要事項説明書を県へ届け出ること。

2 事故等報告書の速やかな提出等

入居者に係る事故の防止には万全を期すこと。

また、事故が発生した場合は、速やかに県、入居者の家族等に対し、その内容を報告するとともに、必要な措置を講じ、再発防止に努めること。

なお、事故の未然防止を図る観点から、事故とは確定できないが事故に類すると認められるものについても、事故等報告書を提出し、再発防止に努めること。

3 施設又は施設職員による高齢者虐待防止の徹底

指導的職員による日常的なケアの再点検、職員相互間の情報の共有、職員研修、専門的高齢者ケアの技術取得などに努め、職員の能力及び虐待に関する理解の向上を図り、適正な水準のサービスを提供すること。

また、行政機関など関係機関との協力・連携体制を構築するとともに、入居者及び職員に対し、虐待が疑われる場合の通報先の周知などの徹底を図ること。

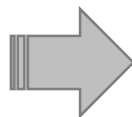
- 4 現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合の適切な対応
入居者が現在利用している介護サービスの提供が困難となった場合には、
指定居宅介護支援事業所や保険者との連携を速やかに図るなど、適切なサービスが迅速に提供できるよう配慮すること。

(別添)

事故報告書の提出先が変わります！

◆これまで◆

鹿児島県 暮らし保健福祉部
高齢者生き生き推進課



◆令和5年4月1日以降◆

鹿児島県 各地域振興局・支庁

なお、各地域振興局・支庁の窓口は下記のとおりです。

※できるだけメールで提出してください。

◆各地域振興局・支庁の窓口・連絡先◆

名 称 (担当係)	連 絡 先 (提出先) ①電話番号 ②FAX ③E-mail	管轄市町村 (施設所在地)
鹿児島地域振興局 (保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査介護係)	①099-272-6301 ②099-272-6270 ③kago-chiiki-kansa@pref.kagoshima.lg.jp	日置市 いちき串木野市 三島村 十島村
南薩地域振興局 (保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査係)	①0993-53-8001 ②0993-53-2680 ③minami-kansa@pref.kagoshima.lg.jp	枕崎市 指宿市 南さつま市 南九州市
北薩地域振興局 (保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査係)	①0996-23-3166 ②0996-20-2127 ③kita-chiiki-shidou@pref.kagoshima.lg.jp	阿久根市 出水市 薩摩川内市 さつま町 長島町
始良・伊佐地域振興局 (保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査係)	①0995-44-7963 ②0995-44-7968 ③airaisa-chiiki -kansa@pref.kagoshima.lg.jp	霧島市 伊佐市 始良市 湧水町
大隅地域振興局 (保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査係)	①0994-52-2125 ②0994-52-2120 ③oosumi-shidoukansa@pref.kagoshima.lg.jp	鹿屋市, 垂水市 曾於市, 志布志市 大崎町, 東串良町 錦江町, 南大隅町 肝付町
熊毛支庁 (保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査介護係)	①0997-22-1830 ②0997-22-0050 ③kumage-chiiki-hoken- sidoukaigo@pref.kagoshima.lg.jp	西之表市 中種子町 南種子町 屋久島町
大島支庁 (保健福祉環境部 地域保健福祉課 指導監査係)	①0997-57-7246 ②0997-57-7251 ③oosima-shidokansa@pref.kagoshima.lg.jp	奄美市, 大和村 宇検村, 瀬戸内町 龍郷町, 喜界町 徳之島町, 天城町 伊仙町, 和泊町 知名町, 与論町